

保護者各位

事業所間連携加算に係るご案内

1 事業所間連携（加算）について

事業所間連携（加算）の概要

障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する児について、利用している事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った際、事業所が加算として算定できるものです。

2 事業所間連携加算の対象児について

以下のいずれにも該当する児

- ① **2 か所以上**の児童発達支援もしくは放課後等デイサービス事業所を利用している
- ② 計画案をセルフプランで提出している

3 事業所間連携加算に係る手続きや支援の流れについて

上記①および②に該当する対象児は裏面の『事業所間連携加算確認書』にて、**事業所間連携に係る同意の有無について回答し、現在有効な児童通所受給者証（以下受給者証）と併せて市にご提出ください。**

(1) 保護者の同意が確認できた場合に、記入された通所事業所の中で市が調整し、コーディネートの中核となる事業所（以下「コア事業所」）を指定します。（原則通所日数が一番多い事業所をコア事業所に指定いたしますが、調整結果によっては、この限りではありません。）

(2) 市がコア事業所の登録処理をしたのち、**指定されたコア事業所が記載された『事業所間連携加算確認書』と受給者証をお送りします**ので、届きましたら『事業所間連携加算確認書』およびセルフプランのコピーをコア事業所にご提出ください。

(3) コア事業所から事業所の署名欄が入った事業所間連携加算確認書を市に提出してもらいます。

(4) 利用する事業所間で支援状況の共有に係る会議が定期的開催されますので、会議内容をコア事業所と保護者とで定期的に共有を図ってください。

4 その他

(1) 以下の場合、事業所間連携（加算）の対象外となります。

- ① 通所する事業所が1か所になった場合
- ② 障害児相談支援事業所が計画を立てることになった場合

(2) コア事業所を変更する場合、手続きが必要です。市およびコア事業所にご相談ください。

(3) 新たに通所する事業所が加わる場合には、コア事業所にご相談ください。

【問合せ先】

〒183-8703 府中市宮西町 2-24 府中市福祉保健部障害者福祉課サービス支援担当

電 話 042-335-4962（身体・知的） 042-335-4022（精神・発達）

F A X 042-368-6126 メール syougai01@city.fuchu.tokyo.jp